

財団法人 JKA (旧 日本自転車振興会・日本小型自動車振興会)

平成 22 年度公益事業振興補助事業の補助方針

「2. 社会福祉の増進」<要領>

(福)静岡県共同募金会

1. 補助対象事業「一般事業」

(1) 福祉車両の整備事業

現に、法定の社会福祉施設を有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限る。(訪問入浴車を除く。)

(2) 機器の整備事業

障害者自立支援法上の障害サービス(旧法を含む)を提供する施設で使用するリハビリ機器、授産機器又は医療機器の整備事業。

なお、機器整備に付随する配管工事(特殊浴槽等)、電気工事(介護用リフト等)も補助対象となるが、上限は事業費総額の3割程度で、高額な工事費は補助対象とならないので留意すること。

2. 対象機器

(1) 福祉車両の整備事業

福祉車両の種類(新車1台のみ。道路交通法「普通自動車」。マニュアル車不可。)

種類	特別装備	排気量クラス及び基準単価
訪問入浴車	入浴サービス設備	補助基準参照
移送車Ⅰ	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	補助基準参照
移送車Ⅱ	車いす仕様(スロープ式)	補助基準参照
移送車Ⅲ	車いす仕様(リフト式)	補助基準参照
移送車Ⅳ※	特別装備の有無を問わない(乗車定員7名以上)	補助基準参照

※ 障害者自立支援法上の障害サービス(旧法を含む)を提供する施設を現に有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限る。

(2) 機器の整備事業

事業費総額が3,000千円以上の事業が対象となる。同一機器の複数整備不可。

「機器」については、概ね次のような機器をいう。

ア. リハビリ用設備(介護リフトは居室数に設置の場合、介護用リフト一式)

(例示) 介護用リフト、特殊浴槽、機能回復訓練等のリハビリテーション機器

イ. 授産用設備(汎用事務機器は対象外。ふとん乾燥車は対象外。)

(例示) 印刷機器、パソコン機器、陶芸用機器、授産作業・授産製品の運搬用に使用する車両等(トラック・フォークリフト・トラクター等)、授産事業に使用する業務用洗濯機・乾燥機等利用者を支援する機器

ウ. 医療用設備

(例示) X線テレビ装置、脳波計、超音波診断装置、筋電計、心電計、血液分析装置等医療用機器

3. 補助対象主体（前年に補助を受けた法人は除く）

- 1) 社団法人
- 2) 財団法人
- 3) 社会福祉法人
- 4) NPO 法人

なお、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象としない。

4. 補助率

当該事業に必要であると認められる額のうち、3/4以内とする。

5. 補助の基準

補助方針及び別冊の「補助の基準」による。

6. 補助金交付要望書の提出

(1) 受付期間

平成 21 年 8 月 10 日(月)から平成 21 年 9 月 30 日(水)17 時必着。郵送の場合は期間内必着。

(2) 事前の相談

平成 21 年 9 月 11 日(金)17 時 30 分までに、「補助金交付要望書」等を記入し、静岡県共同募金会あてにファックスの上、電話連絡すること。

(3) 提出部数 2 部（添付書類を含めすべて 2 部）

(4) 提出及び問合せ先

社会福祉法人静岡県共同募金会（鈴木・藤原）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 番 7 0 号静岡県総合社会福祉会館 4 階

電話 0 5 4 - 2 5 4 - 5 2 1 2

FAX 0 5 4 - 2 5 4 - 6 4 0 0

7. 詳細事項は、下記により、ホームページからダウンロードすること。

Ring!Ring!ホームページ <http://ringring-keirin.jp>

- ①・平成 22 年度体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示
・平成 22 年度公益事業振興補助事業の補助方針
・別冊 補助の基準
- ②「補助金交付要望書作成要領」平成 22 年度 公益事業振興補助事業の「補助事業交付要望書」作成要領（事業費、車両、機器等関係）
- ③「福祉車両要望の手引き」平成 22 年度 福祉車両補助に係る要望の手引き
- ④「補助金交付要望書」体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助金交付要望書
- ⑤「車両価格見積書」
- ⑥「要望概要」B 平成 22 年度補助金交付要望概要個表（事業費、車両、機器整備）
- ⑦「算出基礎明細」C 事業経費算出基礎明細対比表（事業費、車両、機器整備）